

策定年度	平成 16 年度
見直し年度	平成 21 年度
策定地域	坂出市・宇多津町

## 坂出・宇多津地域水田農業ビジョン

坂出・宇多津地域

水田農業推進協議会

# 目 次

1. 基本的な方向	2
1) 地域の現状と特性	2
2) 重点作物とその振興方策	2
①米	2
②麦	3
③大豆	3
④飼料作物	3
⑤野菜	4
3) 水田利用の将来方向	5
①米の計画生産に伴う作物不作付水田の維持・管理	5
②水田の持つ多面的機能の活用方針	6
③都市計画法の線引き廃止と農業振興地域整備計画見直し	6
4) 担い手の明確化と育成方針	6
①担い手の現状分析	6
②今後とも育成または維持していく担い手の基準	7
③担い手への支援方策	7
2. 具体的な目標	8
1) 重点作物の作付け及び販売の目標	8
①作付計画	8
②販売計画	9
2) 担い手の明確化と担い手への土地利用集積の目標	10
①担い手育成	10
②担い手への土地利用集積	10
3. ビジョン実現のための手段	10
1) 水田農業構造改革交付金（産地確立対策）の活用方法	10
① 農事組合法人設立初期における円滑な運営のための経費助成	10
② 経営規模拡大の推進による担い手育成	11
③ 作業受託の推進による担い手育成	11
④ 担い手を中心とした水田の機能維持	11
⑤ 重点作物の振興	11
⑥ 生産調整の円滑な推進	12
2) その他の活用事業	12

## 1. 基本的な方向

### 1) 地域の現状と特性

温暖な瀬戸内式気候に恵まれた本地域における農業は、昭和36年の農業基本法の制定以降、選択作物の拡大策により、米麦、温州みかんをはじめとする果樹類、輪作体系での早掘甘藷と金時人参の産地が確立された。中でも、金時人参は昭和42年に国の指定産地をうけ、その後米の生産過剰傾向ともあいまって水田の畑地化などにより生産規模を拡大し、取扱量は現在でも全国の約80%を占めている。

一方、経済が高度成長期に移行するにつれて、農業就業構造が変化し、兼業農家が増加するとともに、地価が高騰し、農地の資産的要素が強くなるなど、農業近代化の阻害要因ともなり、地域農業は厳しい状況にある。反面、瀬戸大橋、四国横断道、新高松空港などの開通をはじめとした輸送網の整備を生かす新たな産地作りが大きな課題となっている。

また、本地域は耕地面積1,600ha、農家数（農林水産統計年報の規定による農家）2,465戸と経営規模は全国平均の40%程度と非常に小さい。このため、規模の零細性を農地の高度利用と労働集約的な経営で補い、米麦を基幹に、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた複合型経営が主体であるが、一部では農業法人としての新しい農業感覚や地域の要望に即した水田作業の受託集団といった組織も育成・強化されつつある。

最近では、平成19年産からの水田経営所得安定対策（名称については、平成19年度は品目横断的経営安定対策であり、平成20年度から水田経営所得安定対策に変更しているが、本ビジョンでは以下について、水田経営所得安定対策と記述する。）が実施されていることから、平成18年8月の7つの農事組合法人の設立を始め、平成18年4月から平成21年3月までに更新も含め34経営体（平成16年4月から平成18年3月は8経営体）が認定農業者として認定されるなど、農業経営基盤も大きく変貌しつつある。

### 2) 重点作物とその振興方策

#### ①米

水田を利用した土地利用型農業では、米は生産調整の実施などにより、農業粗生産額に占める割合は次第に低下しているものの約3割を占めており、依然として地域農業の基幹作物となっている。

今後、市場原理の要素がより大きくなることがほぼ確実視されている中、生産コストの低減は大きな課題のひとつである。また、本地域においては農家一戸あたりの経営規模が小さいことや水系の複雑さから規模拡大は限界があり、米・麦主体での農家経営は極めて困難な状況である。

このような地域の状況下において、水田経営所得安定対策の実施は、これまでの米づくりに対する意識を大きく変えなければ生産活動の維持も困難となっている。

このため、平成18年度に設立した7つの農事組合法人や認定農業者が中心となって、将来的にも経営可能な経営感覚を築き上げるよう努めていく。

同時に、品種・栽培条件に適した肥培管理方法の確立や栽培技術の高位平準化に

努めるとともに土づくりなどの基本技術の励行により、品質・食味の向上を求めていく。

## ②麦

麦についてはその変革は激しく、昭和50年頃まで作付面積は激減傾向が続いたが、コンバイン・共同乾燥・貯蔵施設等の機械・施設の整備率の高まりと機械化に適した品種の導入、機械化栽培技術の強力な普及により、昭和55年頃まで急増しピーク時は300㍏強が作付けされていた。しかし、その後天候等に恵まれず作柄不良が続いたこともあり、再び減少傾向に転じたが、平成6年頃から生産者団体の作付拡大の取組の強化と行政の生産振興により、減少傾向に歯止めがかかり、微増に転化してきた。

現在、水田経営所得安定対策の実施により平成19年産以降、麦作は地域内の殆どの農家が個別では麦作経営ができなくなり、麦作の殆どを7つの農事組合法人と2戸の個別経営認定農業者が経営することとなった。今後は、法人としてこれまで取り組んできた品質向上等の課題に如何に取り組んでいくか、さらに、自給率向上に向けての戦略作物として、小麦・はだか麦についてそれぞれ次の点に留意しながら作付拡大に努める。

### ○小麦

さぬきうどんの原材料として評価の高い「さぬきの夢2000」が導入され、平成13年度以降、需要は拡大しこれに伴って生産量も増加してきている。今後この傾向を維持発展しながら、安定生産と作付拡大に努める。

### ○はだか麦

本地域でのはだか麦は、温暖・寡雨な瀬戸内式気候の中、品質面では高い評価を受けており、単収も高い水準にある。また、はだか麦は輸入への依存ができないことや、最近の食育に対する関心の高まりから麦飯等の需要増加も見込まれる可能性を秘めており、今後も安定生産と作付拡大に努める。

## ③大豆

大豆については、重要な水田作物として位置づけされているところであるが、気象変動による生産の不安定さ、農業者の高齢化、機械化体系の確立の遅れによる集団栽培の機械化一環体系の切り替えが殆ど進んでいないことなどから、生産は減少傾向にある。

地域の南西部では、米の生産調整が強化されたころから、米に変わる作物として換金性の高い丹波黒大豆が導入されたが、現在では1㍏程度まで減少している。今後、作付拡大は困難ではあるが、地域の特産作物のひとつとして今後も一定程度の定着を図っていく必要がある。

## ④飼料作物

飼料作物については、畜産農家は少ないながらもここ数年間はほぼ固定されており、その規模も概ね変動がないことから、作付面積は横這い傾向が続いている。

今後、食料自給率向上の大きな課題もあることから、米の生産調整実施水田などの活用、期間借地等の斡旋等により畜産農家のいる地域では耕・畜が連携した効率的な生産体制を確立し、自給飼料の増産を支援推進していくこととする。

## ⑤野菜

野菜などその他作物については、米麦との組合せによる水田利用体系が一定程度定着しているが、近年、高齢化の進行や産地間競争が激化していることから、優良品種の導入や栽培技術の改善などによる高品質安定生産、機械化による低コスト・省力生産、出荷調整施設の整備などを推進し、既存産地を中心に維持・拡大しつつ、計画的生産を図る。

### ア 早掘甘藷

輪作体系作物の金時にんじんとともに、平成17年度の県内海域での海砂採取が禁止されることにもない、平成12年度から代替資材と栽培技術の確立にむけた試験・調査を実施してきた。この結果、代替資材には岩石を砕いた砕砂を使用しこれにより不足するにがり等の成分を補給することにより、概ね対応が可能であるとの一定の結論を得たところである。今後、これらの普及定着に努めるとともに、バイオ苗の安定供給による高品質安定生産を図る。

### イ 金時にんじん

坂出市の特産物として定着しているが、栽培者の減少にもない現状の栽培面積の維持のため、担い手への土地の集積と合わせて収穫作業等の機械化による低コスト化の推進を行っていく。また、最近では細長い形状のものが消費者に求められていることなどから、深耕による心土破碎を普及させるとともに、優良品種坂出7号の選抜育成を継続的に実施し、高品質安定生産を目指す。

### ウ ブロッコリー

地域の重点作物のひとつとして位置づけるため、機械移植作業をJAが支援しながら、省力化生産と作付拡大を図ってきた。さらに、地域の農業者の意向を踏まえ、平成19年度に綾川町も受益地とした予冷庫を備えた集出荷支援施設が整備されたことにより、今後は強力に作付拡大や生産組織の拡充を図り、更なる産地としての確立を目指していく。

### エ レタス

平成9年よりJAの出荷調整荷造り作業支援を前提とした大規模農家による作付拡大が図られている。また、平成20年度には予冷庫を備えた集出荷支援施設が整備され、今後さらに、水田裏作の有効利用と土地の集積により大規模農家を育成しつつ、機械化・低コスト化を図り計画的安定生産を推進する。

### オ ネギ

近年、担い手や大規模農家が中心となり遊休農地を借地利用することにより作付拡大が急速に図られている。また、JAの出荷調整荷造り作業の支援により農家の労働力の軽減と計画的生産出荷が行われ、長期安定生産と有利販売が可能となり今後も生産拡大を推進する。

#### カ タマネギ

本地域では5月～6月頃は、野菜生産者にとっては比較的作業が閑散でもあり、この時期に収穫を向かえる品目についてこれまで、選考をしてきたところである。タマネギは、平成17年に坂出市を含めた香川県のほぼ全域を区域として野菜指定産地の指定を受けており、販売面においても安定が見込まれるとともに、農作業ローテーションの上でもこれまでの品目と合致できる作物であり、今後推進を行っていく。

#### キ ニンニク

香川県産は5月～7月の市場占有率は高く、特に6月～7月の乾燥品は他産地が少なく、輸入品価格に影響されず、露地品目の中で収益性が高い。県内優良事例を参考に栽培方法の確立と、乾燥施設の整備など安定収益確保に努め産地振興を図る。

### 3) 水田利用の将来方向

#### ①米の計画生産と水田の最大活用（自給率向上に向けての取り組み）

主食用米の需要については、今後人口減などの要因もあり増加が望めない状況下において、一定の生産調整は必要であるということについては、これまでどおり啓発していかなければならない。

一方、国のカロリーベースでの食料自給率は年々減少傾向にあったが、平成8年度以降は40%水準で推移している。また、平成19年度は、平成18年度に一端39%に低下したものが、消費者の食の安全・安心への関心が強まったこと等による国産品ニーズの向上等から40%に回復したところである。今後、国は10年後には50%まで回復させる目標を掲げている。

本地域においては、約450haある米の生産調整による水稲不作付水田の全てで、作物を作付することは、水利、ほ場の区画・面積、農業労働力及び需要動向を鑑みての作物選定などから考えると殆ど不可能な状況であるが、上述の国の自給率向上に向けた方針に沿うよう努めていかなければならない。

このためには、農事組合法人を中心に作付され、本地域の気象条件に適応している麦、主に大規模農家で作付されているレタス、主に中規模農家で栽培されているブロッコリーなど、秋・冬作物の不作付水田からの作付拡大を中心に、水田の有効活用を図っていかなければならない。

また、作物作付が不可能な水田については、農道・水路の維持、水稲を含む作物作付水田や地域住民に対する環境悪化をも招く恐れがあり、農家個々による維持・管理を促すことは当然であるが、高齢化、機械を所有していないなどの理由のため困難な

場合には農事組合法人への農地の集積や担い手による作業受託により、水田の維持・管理が実施しやすい状況を目指す。

## ②水田の持つ多面的機能の活用方針

地球レベルで言えば、水田を含む農地や森林は、保水力、植物による大気の浄化、生態系の保全、景観・伝統・文化の保存継承、教育の場の提供などその機能は非常に広い分野に関わって貢献しており、結果として社会的費用の削減にも大きく寄与している。

一方、最近では高齢化等により遊休農地の増加が懸念されており、この解消や増加させない取り組みが求められている。このため、まずは遊休農地の現状を把握するための現地調査を行い、今後の対応を検討していく。

また、幼・小・中学校などが歴史や自然環境保全の大切さを児童に教える場として、学童農園など、水田を活用した取り組みができやすい条件を取り入れていく。

## ③都市計画法の線引き廃止と農業振興地域整備計画見直し

香川県においては、平成12年5月の都市計画法改正を契機として、今後の都市計画のあり方を見定めるため、この間議論を重ね、平成16年5月に線引きを廃止したところである。

坂出市においては、20年余に渡り人口の減少傾向が続いている状況などを踏まえ、現在の都市計画区域の線引きを廃止し、坂出単独圏域とする予定であるが、線引き制度の廃止に伴い、乱開発や周辺の環境悪化を未然に防止する対策が必要となっている。このため、これに代わる新たな土地利用コントロールシステムを導入し、特定用途制限地域の指定をはじめとした対応を実施している。

一方、現在の坂出市の農業振興地域整備計画は策定後の最後の見直し以降、約18年を経過しており、この間の社会情勢等の変化に十分に対応しているとはいえない状況もある。このため、農地所有者に対する意向調査の結果等を参酌しながら、平成17年度に農用地面積の22%減少等の見直したところである。

この見直し結果では、総じて大幅な内容変更ではなく、これまでの状況を踏まえながら、機会あるごとにその後の水田利用について見直すこととする。

## 4) 担い手の明確化と育成方針

### ①担い手の現状分析

本地域の水田は、ほ場の区画・面積、ため池利用のための複雑な水利用体系を余儀なくされており、利用権設定等による水田の集約には困難な条件があまりに多い。この結果として、経営規模は先述の全耕地での経営規模が零細であるのと同様、水田の経営規模も平成21年産米の需要量の情報の基礎となる水田面積は1,136㌥、農業者数3,565戸、平均31.9㌥と非常に小さい。

また、農業者の高齢化による農作業従事者不足、米の価格の低迷等により既存機械更新を断念する農家等も増加しつつあり、作業委託や水田の提供を望む声も年々高まってきている。このような状況下、平成6年以降6つのJA支店管内で9の作業受託

集団が設立され、それぞれの支店管内で水田農業に貢献してきているが、現在では農事組合法人との関係を整理しながら、組織としての充実を図っている。

さらに、平成19年産からの水田経営所得安定対策の実施が決定されたことに伴って、JA支援の「一支店一農場構想による法人の設立」を前倒して取り組んだ結果、本地域で7つの農事組合法人（農業生産法人）が設立された。

しかし、一方で米の生産調整は多数の水田農業者の協力体制の下でこれまで計画的に行われてされてきたという経緯もあり、今すぐこれまでの流れを遮断することも困難であり、農業者の理解を得るための工夫を凝らしながら当面の生産調整に支障をきたさないよう関係者の理解を求めていかなければならない。

## ②今後とも育成または維持していく担い手の基準

原則として

ア 水田を経営している認定農業者（法人を含む）

イ 農業者

- 概ね5年以内には、水稻、麦、野菜（出荷しているものに限る）の作付面積と作業受託面積の合計が概ね2㍊以上あること。
- 一定区域内での水田農業への貢献度が相当に高いこと。

ウ 作業受託を主とした集団

- 概ね5年以内には、作業受託面積の合計が概ね5㍊以上あること。
- 認定農業者、認定就農者、農業士、農業機械士、その他必要と認められる者のいずれかが集団の構成メンバーとなり、集団活動の一翼を担っていること。

## ③担い手への支援方策

担い手が、今後とも活動し続けられる環境作りのためには、経営規模の拡大や作業受託面積の拡大が必要不可欠である。

このため、利用権設定された水田や一部の作業のみを受託した水田の面積に対し助成金を交付することとする。

さらに、JAは作業委託者の申し込みや農事組合法人（農業生産法人）に対する疑問・要望等の相談窓口となり、作業代金の受払いの事務補助や新たな制度等への理解を高めるなど、担い手が活動しやすい環境作りに努める。

また、平成18年に設立された農事組合法人（農業生産法人）については、組織設立までの準備期間の短さから、完成度の高い組織の設立よりもむしろ設立後の補強を視野に入れての取り組みとならざるを得なかった部分もあり、今後は法人組織の充実に向けて継続的な取り組みを関係者全員が心がけていかなければならない。

また、ほ場の区画、水利等地形的悪条件を改善するため、ほ場整備や農道水路の整備等、土地改良事業に取り組むことにより、水田の地形的環境の改善に努める。

## 2. 具体的な目標

### 1) 重点作物の作付け及び販売の目標

#### ① 作付計画

単位：h a

作物名	品種名	現在の状況 (平成20年度)	平成21年度 の目標	平成22年度 の目標	平成25年度 の目標
水稲 (主食用)	コシヒカリ	135.5	138.0	139.0	140.0
	ヒノヒカリ	474.5	483.0	482.0	481.0
	はえぬき	47.3	48.0	49.0	50.0
	その他うるち	9.1	9.0	8.0	7.0
	もち	12.8	12.0	12.0	12.0
	計	679.2	690.0	690.0	690.0
麦	イチバンホシ	95.0	97.0	100.0	130.0
	さぬきの夢 2000	42.0	43.0	45.0	48.0
	計	137.0	140.0	145.0	178.0
大豆	アキシロメ	1.5	1.5	1.5	1.5
	丹波黒大豆	0.7	0.7	0.7	0.7
	計	2.2	2.2	2.2	2.2
飼料作物	計	11.0	12.0	12.0	12.0
野菜	早掘甘藷	59.5	60.0	60.0	60.0
	金時人参	61.0	61.0	61.0	61.0
	レタス	30.0	31.0	32.0	34.0
	ブロッコリー	35.0	43.3	44.1	45.0
	ネギ <sup>※</sup>	8.6	8.0	9.0	9.0
	たまねぎ	0.4	0.8	1.0	1.0
	ニンニク	1.5	2.0	2.0	2.0

## ②販売計画

単位：t

作物名	品種名	現在の状況 (平成20年度)	平成21年度 の目標	平成22年度 の目標	平成25年度 の目標
水稲	コシヒカリ	187.3	191.0	193.0	194.0
	ヒノヒカリ	1118.1	1140.0	1138.0	1136.0
	はえぬき	131.6	134.0	137.0	139.0
	その他うるち	2.5	2.0	2.0	2.0
	もち	5.0	5.0	5.0	5.0
	計	1444.5	1472.0	1475.0	1476.0
麦	イチバンホシ	374.2	306.0	360.0	360.0
	さぬきの夢 2000	134.2	119.0	137.0	129.6
	計	508.4	425.0	497.0	489.6
大豆	アキシロメ	0	0	0	0
	丹波黒大豆	0.3	0.3	0.2	0.2
	計	0.3	0.3	0.2	0.2
野菜	早掘甘藷	1133.0	1140.0	1140.0	1140.0
	金時人参	1730.0	1730.0	1730.0	1730.0
	レタス	691.0	710.0	730.0	780.0
	ブロッコリー	420.0	520.0	530.0	540.0
	ネギ	115.5	110.0	120.0	120.0
	たまねぎ	22.8	48.0	60.0	60.0
	ニンニク	8.9	12.0	12.0	12.0

2) 担い手の明確化と担い手への土地利用集積の目標

①担い手の育成

単位：経営体

区分	H20 年度	H21 年度	H25 年度	備考
個人・法人	46	42	44	
認定農業者	38	38	40	
うち水田経営所得 安定対策加入者	13	13	13	
その他	8	4	4	
集落営農組織	9	8	8	作業受託 集団
特定農業団体				
うち水田経営所得 安定対策加入者				
その他	9	8	8	
うち水田経営所得 安定対策加入者				
合計	55	50	52	
うち水田経営所得安 定対策加入者	13	13	13	

②担い手への土地利用集積

単位：h a

区分	H20 年度	H21 年度	H25 年度	備考
個人・法人	191.3	196.6	227.5	
認定農業者	182.2	189.7	220.0	
うち水田経営所得 安定対策加入者	152.8	155.0	164.2	
その他	9.1	6.9	7.5	
集落営農組織	0 (96.2)	0 (96.2)	0 (96.2)	( ) は作業受託 面積
特定農業団体				
うち水田経営所得 安定対策加入者				
その他	0 (96.2)	0 (96.2)	0 (96.2)	( ) は作業受託 面積
うち水田経営所得 安定対策加入者				
合計	191.3	196.6	227.5	
うち水田経営所得安 定対策加入者	152.8	155.0	164.2	

3. ビジョン実現のための手段

1) 水田農業構造改革交付金（産地確立対策）の活用方法

① 農事組合法人設立初期における円滑な運営のための経費助成

平成19年産からの水田経営所得安定対策の実施にともない、本対策の対象とな

る担い手育成は急務の課題である。一方、本地域の殆どが小規模経営であること、水利用の複雑さなどを勘案した際、農業者個人としての米・麦・大豆主体の認定農業者の育成は極少数の者に限られてしまう。

さらに、本地域の水田農業は高齢者によって維持されていることや機械の所有率が高い現状もある。したがって、これらの現状を総合的に考えた結果、JAが支援する「一支店一農場構想による農事組合法人」を緊急に設立した。

しかし、緊急に設立したため、組織としての充実度合いは低く、今後運営方法等の研修が必要な状況である。したがって、この法人の設立初期の円滑な運営を促進するため、運営に要した費用について、一定額を助成する。

## ② 経営規模拡大の推進による担い手育成

農業経営基盤強化には経営規模の拡大は不可欠である。このため、農用地利用集積計画に基づき利用権設定された水田に対し、一定額を担い手に助成する。

## ③ 作業受託の推進による担い手育成

本地域の状況では水利等の複雑さから、利用権設定等による水田の集積は困難な状況もあり、作業の担い手へ集積により補完していかなければならない。このため、担い手が受託した水田の基本作業毎の受託面積に対し、一定額を担い手に助成する。

## ④ 担い手を中心とした水田の機能維持

水稻の生産調整のため、水田やその周りの環境が悪化（またはこのことを避けるため水稻を作付けする）してしまうことを防止するため、水稻不作付水田での担い手が行う管理作業受託に対し、一定額を担い手に助成する。

## ⑤ 重点作物の振興

### ア 麦

品質的にも評価の高い本地域麦の生産を維持拡大し、麦の産地化と水田の土地利用率の向上を図るため、麦作付面積に対し、一定額を麦共済加入者に交付する。

### イ ブロッコリー

現在推進を強化中である作物であり、今後更なる作付拡大と産地として競争力を高めるための定着を図るため、ブロッコリー作付者の出荷量に対し、一定額を作付者に助成する。

### ウ たまねぎ

平成17年にほぼ香川県全域を範囲としてたまねぎが野菜指定産地に指定された。本地域においては、野菜農家の比較的閑散期である時期にたまねぎが収穫されることから農作業量の平準化の観点からも、今後推進していかなければ

ならない。このため、たまねぎ作付者の出荷量に対し、一定額を作付者に助成する。

エ ニンニク

輸入品価格に影響されず、収益性の高い品目であり、今後の産地育成を図るため、ニンニク作成者の出荷量に対し、一定額を作付者に助成する。

⑥ 生産調整の円滑な推進

需要に応じた主食用水稲の生産を行うためには、集落の農業者が適正な作付調整を行うことが重要である。このため、達成集落の生産調整実施者に対し、一定額を助成

2) 耕畜連携水田活用対策事業

自給飼料の生産拡大を図るため、耕種農家と畜産農家との連携を強化し、耕畜連携水田活用対策事業を活用する。

3) その他の活用事業

水田等有効活用促進交付金

県が実施する土地利用型農業構造改革加速化事業等を最大限に活用し、担い手育成等に努める。また、その他の国，県，市・町の助成事業等を最大限活用しビジョン実現に努める。